

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年8月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600103号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600044号

第1 結論

請求期間①から⑧までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年8月
② 平成17年12月
③ 平成18年8月
④ 平成18年12月
⑤ 平成19年8月
⑥ 平成19年12月
⑦ 平成26年8月
⑧ 平成26年12月

厚生年金保険の記録において、A社から支給された請求期間①から⑧までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から⑧までの各期間に賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間⑦及び⑧の賞与支給に係る資料として平成26年8月に10万円及び同年12月に15万円と記載されたメモを提出しているものの、当該メモには、帳票名、会社名、支給日及び厚生年金保険料控除額の記載はない上、オンライン記録により、当該メモに記載された姓と一致する被保険者3名を確認し年金記録を調査したところ、A社において、請求期間⑦及び⑧に賞与支給に係る記録のある者はいないことから、当該メモの記載内容のみをもって、当該各期間の賞与支給及び厚生年金保険料の控除を確認又は推認することができない。

また、商業登記の記録により確認できる、A社の現在の事業主及び請求期間①から⑧までの各期間当時の事業主に、請求者の賞与支給等について照会したものの回答は得られなかった。

さらに、住民票により確認できる、請求者の請求期間①から⑧までの各期間当時の住所地であるB市は、請求者の当該各期間に係る給与収入及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から⑧までの各期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑧までの各期間において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2600104 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600045 号

第 1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 8 月
② 平成 18 年 12 月
③ 平成 19 年 8 月
④ 平成 19 年 12 月
⑤ 平成 20 年 8 月
⑥ 平成 26 年 8 月
⑦ 平成 26 年 12 月

厚生年金保険の記録において、A 社から支給された請求期間①から⑦までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から⑦までの各期間に賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間⑥及び⑦の賞与支給に係る資料として平成 26 年 8 月に 13 万円及び同年 12 月に 15 万円と記載されたメモを提出しているものの、当該メモには、帳票名、会社名、支給日及び厚生年金保険料控除額の記載はない上、オンライン記録により、当該メモに記載された姓と一致する被保険者 4 名を確認し年金記録を調査したところ、A 社において、請求期間⑥及び⑦に賞与支給に係る記録のある者はいないことから、当該メモの記載内容のみをもって、当該各期間の賞与支給及び厚生年金保険料の控除を確認又は推認することができない。

また、商業登記の記録により確認できる、A 社の現在の事業主及び請求期間①から⑦までの各期間当時の事業主に、請求者の賞与支給等について照会したものの回答は得られなかった。

さらに、住民票により確認できる、請求者の請求期間①から⑦までの各期間当時の住所地である B 市は、請求者の当該各期間に係る給与収入及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までの各期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑦までの各期間において、A 社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。